

基準年度 令和5年度  
単価年度 R5年3月度

設 計 書

場 所	福山市柳津町一丁目地内	
名 称	松永浄化センターケーキ処理業務委託	
金 額	設 計 金 額	円 (1トン当り単価)
設 計 概 要	1. ケーキ運搬処理業務 ～ 一式 年間見込処理量約 220 トン	

松永浄化センターケーキ処理業務委託(1トン当り単価)

種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単価(円)	金額(円)	摘	要
	運搬費		ダンプトラック	(10トン)		トン		1	00			単第1表より	
	処分費		中間処理			トン		1	00				
	計												
	消費税等相当額					式		1	00				
	合計												

単第1表

ケーキ運搬費

(1トン当り)

種	目	形	状	寸	法	単	位	数	量	単価(円)	金額(円)	摘	要
	ダンプトラック運転			10トン車			時間	0	56				
	間接業務費						式	1	00				
	計												
	業務原価												
	一般管理費等						式	1	00				
	計												

# 仕様書

## 1 業務名称

松永浄化センターケーキ処理業務委託

## 2 業務場所

福山市柳津町一丁目地内

## 3 業務期間

この業務期間は、2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までとする。

## 4 業務内容

本業務は、松永浄化センターの汚水処理に伴い発生するケーキ（有機性汚泥）を運搬、中間処理し肥料製品にする業務。

なお、製品は受注者の責任において製品として利用をすることができるよう図ること。

## 5 提出書類

- (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (3) 肥料取締法の登録証の写し
- (4) 産業廃棄物管理票
- (5) 計量証明書
- (6) 処分先所在地までの経路を示した図面
- (7) 緊急連絡先通知書
- (8) 業務報告書（ケーキ搬出処理業務月間集計表）
- (9) その他業務実施にあたり、発注者が必要と認めるもの。

## 6 業務の実施

- (1) 芦田川浄化センター汚泥固形燃料化施設の休止期間に、松永浄化センターから発生するケーキを運搬・処理するものであり、ケーキの運搬・処理を行う期間は以下のとおりとする。
  - ① 芦田川浄化センター汚泥固形燃料化施設の点検に伴う休止期間（2週間）
  - ② 芦田川浄化センター汚泥固形燃料化施設に不測の事態が発生し、当該施設での汚泥処理が困難となる期間
- (2) ケーキを運搬・処理する日程は、発注者より指定し、発注者・受注者の協議により決定する。
- (3) 発注者は、ケーキの性状については「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第13号）による試験を行い、計量証明書等を受注者に掲示するものとする。
- (4) 受注者は、ケーキの運搬・処理等の具体的方法について、あらかじめ承諾を得ること。
- (5) 受注者は、廃棄物の受入量を記載した産業廃棄物管理票によって、発注者の検収を受けること。
- (6) 履行期間内は、業務に必要な人員・車両等を確保し、業務の円滑な履行に努めること。
- (7) ケーキの搬出作業中、作業後は積荷場所、運搬車両等常に清潔に保つようすること。
- (8) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであるから、記載のない事項であっても自然付帯するものは全て契約金額の範囲内で履行すること。

## 7 法令等

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令規則等を遵守して、廃棄物を適正に処理すること。

8 疑義の解釈

仕様書及び特記仕様書に特に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する事項に疑義が生じたときには、関係法令規則等に従い、その都度双方が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。

9 安全管理

業務実施にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し作業員の安全を図ること。

10 損害の賠償

受注者の責めにより生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、月毎の処分量を産業廃棄物管理票等で確認後、受注者の請求により支払うものとする。

## 産業廃棄物処理【収集運搬・処分】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者 (以下「発注者」という。)

運搬処分業者 \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)

発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して、受注者は、関係法令、契約約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める産業廃棄物の種類及び数量を、期間内に、受注者にその収集運搬及び処分業務を委託するものとする。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、本契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく受注者の産業廃棄物収集運搬及び処分の処理業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可又は許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書に変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認する。

[収集運搬業]

- (1) 許可した都道府県・政令市・中核市
- (2) 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 積替・保管場所の有無
- (6) 許可条件

[処分業]

- (1) 許可した都道府県・政令市・中核市
- (2) 事業の範囲（処分方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置許可年月日、許可番号）
- (6) 許可条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務の内容に基づき、産業廃棄物の収集運搬及び処分を受注者に委託するものとする。

[業務内容]

【産業廃棄物に係る項目】

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1 産業廃棄物の種類  | 汚泥             |
| 2 その数量 (トン) | 約 220 トン/年     |
| 3 その排出場所    | 福山市柳津町一丁目10番1号 |

【収集運搬業務に係る項目】

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 4 収集運搬料金 (円/トン) | 処分料金に含む |
| 5 運搬の最終目的地の所在地  |         |

【処分に係る項目】

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 6 処分方法      | 発酵処理の上、肥料化する。 |
| 7 処分料金      |               |
| 8 処分施設の処理能力 |               |
| 9 処分の場所     |               |

【受注者の資格、能力に係る項目】

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 10 受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類)          | 汚泥                         |
| 11 受注者の産業廃棄物処分業の許可の事業の範囲 (処分方法 [取り扱う産業廃棄物の種類])     | 中間処理 (発酵又は肥料化 [有機性汚泥]) [ ] |
|  | [ ] [ ]                    |
| 12 積替・保管の有無 (有 <input checked="" type="radio"/> 無) |                            |

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務完了報告)

第5条 受注者は、本業務が完了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし、受注者は、産業廃棄物管理票を発注者に送付することにより、業務完了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、または生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

- 2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、本業務が終了したときは、第3条に記載の契約料金に基づき、処理料金を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、産業廃棄物管理票で処理を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬及び処分に係る処理料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を、受注者に示すものとする。

- 2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を受けた都道府県知事等から行政指導を受けた場合は、当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく発注者に通知するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者は、本契約の各条項のいずれか又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。



## 松永浄化センターケーキ処理業務に関する条件

### 1 搬出回数及び搬出時刻

搬出回数は、発注者が指定する日程で、期間は2週間（土日を除く）。また、別途搬出が発生する場合は、発注者の指示によるものとする。搬出時刻は、午前9時とする。なお、変更がある場合には、松永浄化センターの指定する時刻とする。

### 2 計量及び搬出量

搬出量は、ホッパー容量により1日当たり9トン以下を予定している。

数量の計量については、計量法に基づき、指定検定機関の検定に合格した特定計量器により行うこととし、計量証明書の数値（重量）をもって搬出量とする。

### 3 搬出車両

搬出車両については、悪臭防止の観点より荷台は密閉度の高い蓋を取り付けた車両とすること。

### 4 搬出場所の寸法

入車スペース	<ul style="list-style-type: none"><li>幅 : 4.0 m</li><li>高さ : 4.4 m</li><li>奥行 : 13.5 m</li></ul>
ホッパー口寸法	<ul style="list-style-type: none"><li>長 : 2.5 m</li><li>幅 : 1.5 m (最大幅)</li></ul>

### 5 処理の確認

適正処理の確認のために、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。また、委託期間中、年数回の現地（工場等）調査を行う。

### 6 ケーキの扱い

搬入したケーキは、すべて屋内において、処理・加工・保管すること。

# 位置図

S=1:10000

業務箇所



尾道系崎港海岸（松永地区）

松永湾

南松永町四丁目

南松永町四丁目

